「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 素案からの修正箇所

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
5	下から2段落目	2023(令和5)年には、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。	2024(令和6)年1月には、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う修 正。
7	1 段落目	国勢調査による大阪市の人口は、2020(令和2)年に275万2,412人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の平成29年推計によると、5年単位での将来人口は、2020(令和2)年をピークに減少し続けると予測されています。	国勢調査による大阪市の人口は、2020(令和2)年に275万2,412人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によると、5年単位での将来人口は、2020(令和2)年をピークに減少し続けると予測されています。	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため。
7	中段のグラフ	大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・万人) 14,000 12,693 12,777 12,806 12,709 12,615 12,326 12,012 11,664 11,284 10,880 10,000	大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・大阪市・万人) 14,000 13,000 12,000 11,000 10,000 9,000 8,000 7,000 6,000 10,000	令和2 (2020) 年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため。
7	中段の表	総人口の推移・推計(全国・大阪府・大阪市) 2000(H12) 2005(H17) 2010(H22) 2015(H27) 2020(R2) 全国 126,925,843 127,767,994 128,057,352 127,094,745 126,146,099 大阪府 8,805,081 8,817,166 8,865,245 8,839,469 8,837,685 大阪市 2,598,774 2,628,811 2,665,314 2,691,185 2,752,412 2025(R7) 2030(R12) 2035(R17) 2040(R22) 2045(R27) 全国 123,262,000 120,116,000 116,639,000 112,837,000 108,801,000 大阪府 8,526,202 8,262,029 7,962,983 7,649,229 7,335,352 大阪市 2,663,262 2,618,759 2,559,542 2,488,747 2,410,820 資料:総務省「国勢調査」 ※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成29年推計)	総人口の推移・推計(全国・大阪府・大阪市) 1995(H7) 2000(H12) 2005(H17) 2010(H22) 2015(H27) 2020(R2) 全国	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため。

8 1 段落目 が予測されます。高齢化率に2040(令和22)年に30.8%と上 大阪市・年齢3 (万人) 実績値 実績値 フェック (万人) 269 275 274 28 250 200 250 250 200 250 250 200 250 250	をみると、高齢者人口は 今後も 大幅な増加 こついても、2025(令和7)年に 25.8% 、 上昇することが見込まれます。	大阪市の年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は <mark>将来的に</mark> 大幅な増加が予測されます。高齢化率についても、2025(令和7)年に25.5%、2040(令和22)年に30.5%と上昇することが見込まれます。	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため。
大阪のグラフ 171 175			
年推計)を基に大阪市第		50 68 71 70 71 74 79 80 81 20% 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 (平成27)年 (令和2)年 (令和12)年 (令和17)年 (令和22)年 (令和27)年 (令和32)年 高齢者人口(65歳以上) ★★★ 生産年齢人口(15~64歳) ★★ 年少人口(0~14歳) ★★ 高齢化率	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため。
(千人) 900 800 700 682 707 705 713 25. 3% 25. 7% 25. 8% 26. 1 422 400 400 422	社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 29	資料: 平成 27 年、令和 2 年は総務省「国勢調査」参考表: 国勢調査に関する不詳補完結果」。 令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 年 推計)を基に大阪市算出。 大阪市の将来推計人口(高齢者) ***********************************	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題 研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため。

素案 ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
12	上段のグラフ	要介護(要支援)認定者数の状況 大阪市 2019(令和元)年 2020(令和2)年 2021(令和3)年 2022(令和4)年 2023(令和5)年 要介護(要支援)認定者数 176,330人 177,042人 183,196人 183,037人 184,570人 第1号被保険者数 173,363人 174,120人 180,048人 179,936人 181,416人 第2号被保険者数 2,967人 2,922人 3,148人 3,101人 3,154人 認定率 25.2% 25.3% 26.21% 26.4% 26.8%	要介護(要支援)認定者数の状況 大阪市 2019(令和元)年 2020(令和2)年 2021(令和3)年 2022(令和4)年 2023(令和5)年 要介護 (要支援) 認定者数 176,330人 177,042人 183,235人 183,203人 184,707人 第1号被保険者数 173,363人 174,120人 180,089人 180,096人 181,551人 第2号被保険者数 2,967人 2,922人 3,146人 3,107人 3,156人 認定率 25.2% 25.3% 26.2% 26.4% 26.8%	データ抽出時期統一による修正。
12	中段のグラフ	↑ 護度別・要介護(要支援)認定者数の推移(大阪市) *** *** *** ** ** ** ** ** *	↑ 護度別・要介護(要支援)記収定者数の推移(大阪市) *** *** *** ** ** ** **	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことによる推計値の見直し。
14	1 段落目	各区の要介護(要支援)認定率は、西成区が37.6%と最も高く、西区が21.5%と最も低くなっています。また、単身世帯の要介護(要支援)認定率は、大阪市全体で38.6%と なっており 、その他の世帯の約2倍となっており、各区においても、同様の傾向が見られます。 単身世帯率が66.0%と特に高い西成区は、要介護(要支援)認定率も37.6%と最も高くなっています。	各区の要介護(要支援)認定率は、西成区が37.6%と最も高く、西区が21.5%と最も低くなっています。また、単身世帯の要介護(要支援)認定率は、大阪市全体で38.6%と、その他の世帯の約2倍となっており、各区においても、同様の傾向が見られます。要介護(要支援)認定率が高い西成区では、単身世帯率も66.0%と最も高くなっています。	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題 研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことによる推計
15	1 段落目 2 段落目	2025(令和7)年における高齢者の人口は平野区で最も多く、高齢化率は西成区、大正区、生野区の順に高くなると見込まれています。2040(令和22)年における高齢者の人口も平野区で最も多く、高齢化率は大正区、住之江区、西成区の順に高くなると見込まれています。	2025(令和7)年における高齢者の人口は平野区で最も多く、高齢化率は西成区、大正区、住之江区の順に高くなると見込まれています。2040(令和22)年における高齢者の人口も平野区で最も多く、高齢化率は西成区、大正区の順に高くなり、次いで住之江区と平野区が同率で続くと見込まれています。	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことによる推計値の見直しに伴う文言修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
15	中段のグラフ	将来人口推計 (2025(令和7)年) 15~64歳	将来人口推計 (2025(令和7)年) (千人) 85歳以上 75~84歳 65~74歳 15~64歳 0~14歳 高齢化率 45% 400 350 25.5% 25.5% 25.5% 25.5% 25.5% 25.5% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 26.0% 25.5% 26.3% 26.0% 26.0% 25.5% 26.0% 25.5% 26.0% 26.	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことによる推計値の見直し。
15	下段のグラフ	将来人口推計 (2040(令和22)年) 15	将来人口推計 (2040(令和22)年) (F人) (85歳以上 75~84歳 65~74歳 15~64歳 0~14歳 高齢化率 403% 37.0% 34.8% 30.9% 32.5% 33.2% 33.2% 33.2% 33.2% 30.0% 30.	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことによる推計値の見直し。
15	下段の 資料の出典元	資料:大阪市政策企画室	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5年推計)	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことによる見直し。
33	1 段落目	今後の高齢者施策の効果的・効率的な展開を図ることを目的として、 2022(令和4)年度に「高齢者実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。調査結果報告書については大阪市ホームページ等を参照ください。	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2024(令和6)年度~2026(令和8)年度」の策定にあたり、高齢者の実態や介護する家族等の状況・ニーズを把握することを目的に、2022(令和4)年度に「高齢者実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。調査結果報告書については大阪市ホームページ等を参照ください。	内部検討による文言修正。
58	下段 (介護予防の取 組)	介護予防の取組	介護予防の取組 高齢者が身近なところで行う百歳体操等の住民主体の通いの場の充実 や「介護予防ポイント事業」を実施し、外出・社会参加、生きがいづく りなど、介護予防活動に取り組めるよう支援を行う。	介護予防の取組についてはP85「百歳体操等の住民主体の体操・ 運動等の通いの場の充実」及び「介護予防ポイント事業」にて詳細 を記載することから記載内容を簡素化。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
66	3段落目	また、2023(令和5)年6月には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進することをめざし、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。今後、政府の策定する計画(認知症施策推進基本計画)に基づき、都道府県・市町村では、それぞれの地域の実情に即した都道府県計画・市町村計画を策定するよう努めることとされています。	また、2024(令和6)年1月には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(二共生社会)の実現を推進することをめざし、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。今後、政府の策定する計画(認知症施策推進基本計画)に基づき、都道府県・市町村では、それぞれの地域の実情に即した都道府県計画・市町村計画を策定するよう努めることとされています。	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う修 正。
67	(施策の方向) 下から1段落目	こうした活動や、認知症の日(9月21日) 及び認知症 月間(9月)における集中的な普及啓発などを行うことにより、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解が深まるよう努めます。	こうした活動や、認知症の日(9月21日)・月間(9月)、世界アルッハイマーデー(9月21日)・月間(9月)における集中的な普及啓発などを行うことにより、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解が深まるよう努めます。	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に定められた認知症の日(9月21日)・月間(9月)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が、世界保健機関(WHO)と共同で制定した世界アルツハイマーデー(9月21日)・月間(9月)を併記。
68	(具体的取組) 中段	認知症の日(9月21日)・ 認知症 月間(9月)関連の普及・啓発	認知症の日(9月21日)・月間(9月 <u>)、世界アルツハイマーデー(9月21日)・月間(9月)</u> 関連の普及・啓発	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に定められた認知症の日(9月21日)・月間(9月)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が、世界保健機関(WHO)と共同で制定した世界アルツハイマーデー(9月21日)・月間(9月)を併記。
68	(具体的取組) 下段	●ち一むオレンジサポーターによる活動や、認知症の日(9月21日)・ 認知症 月間(9月)でのイベント等の機会を捉え、認知症の人本人から の発信の機会が増えるよう取り組みます。	●ち一むオレンジサポーターによる活動や、認知症の日(9月21日)・月間(9月)、世界アルツハイマーデー(9月21日)・月間(9月)でのイベント等の機会を捉え、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう取り組みます。	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に定められた認知症の日(9月21日)・月間(9月)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が、世界保健機関(WHO)と共同で制定した世界アルツハイマーデー(9月21日)・月間(9月)を併記。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
72	(施策の方向) 3段落目 4段落目	認知症疾患医療センターについては、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として機能するよう、引き続き地域連携体制の推進を図っていきます。	認知症疾患医療センターについては、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として機能するよう、引き続き地域連携体制の推進を図っていきます。 認知症基本法の施行を受け、疾患修飾薬を含め、今後様々な認知症治療に関する研究開発が進められる中で、国等から示される新たな治療薬等に係る正しい情報を発信するとともに認知症疾患医療センターを中核とする医療提供体制を通じて良質かつ適切な保健医療サービスの提供につながるよう努めます。	第2回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正(追記)。
82	(現状と課題) 2段落目	加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能が衰え虚弱になる状態や要介護(要支援)状態となることを防ぐため、大阪市では、区保健福祉センターの保健師や栄養士等が地域の健康課題に応じ介護予防を中心とする健康教育等を実施しています。その活動は、行政が開催するものだけでなく、健康づくりに関心のある市民や地域の関係機関の参画を得て開催するものが増えており、これらの活動の主体となるグループづくりや地域で活動するリーダーの育成に積極的に取り組んでいます。その結果、地域住民の介護予防に対する意識や機運も高まり、各区において百歳体操やラジオ体操などの自主的な活動も活発に行われています。	加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能が衰え虚弱になる状態や要介護(要支援)状態となることを防ぐため、大阪市では、区保健福祉センターの保健師や栄養士等が地域の健康課題に応じ介護予防を中心とする健康教育等を実施しています。その活動は、行政が開催するものだけでなく、健康づくりに関心のある市民や地域の関係機関の参画を得て開催するものが増えており、これらの活動の主体となるグループづくりや地域で活動するリーダーの育成に積極的に取り組んでいます。その結果、地域住民の介護予防に対する意識や機運も高まり、各区において百歳体操やラジオ体操などの自主的な活動も活発に行われています。加えて、閉じこもりがちな高齢者に働きかけ、百歳体操などの通いの場を通じたフレイル予防の普及啓発に努めています。	内部検討による文言修正(P83からの記載場所変更)。
83	1 段落目	介護・介助が必要になった原因について、高齢者実態調査(介護サービス利用者・未利用者・介護者調査)によると「骨折・転倒」と回答した方が最も多い割合を占めており、噛む力や飲み込む力が弱くなり栄養状態が悪くなると、筋肉量が減少し身体のバランスを取る能力が低下することにより転倒の危険性が高まります。このようなフレイル状態と考えられる閉じこもりがちな高齢者に積極的に働きかけ、百歳体操などの通いの場を通じて普及啓発に努めています。	介護・介助が必要になった原因について、高齢者実態調査(介護サービス利用者調査)によると「骨折・転倒」と回答した方が最も多い割合を占めており、噛む力や飲み込む力が弱くなり栄養状態が悪くなると、筋肉量が減少し身体のバランスを取る能力が低下することにより転倒の危険性が高まります。介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組だけでなく、口腔機能の向上や栄養状態の改善の取組も併せて進めることが重要となります。	内部検討による文言修正(追記)。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
84	(施策の方向) 下から2段落目	また、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、生活不活発(動かないこと)やフレイル状態にならないよう社会参加や交流の機会を確保し、百歳体操など介護予防に効果がある住民主体の体操・運動等の通いの場や「介護予防ポイント事業」をはじめとした介護予防活動に取り組めるよう支援していきます。	また、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、生活不活発(動かないこと)やフレイル状態にならないよう社会参加や交流の機会を確保し、百歳体操など介護予防に効果がある住民主体の体操・運動等の通いの場や「介護予防ポイント事業」をはじめとした介護予防活動に取り組めるよう支援を充実していきます。	内部検討による文言修正。
85	(具体的取組) 上段	百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実 ●「いさいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出し等やリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施します。 《実績》	百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実 ●高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」等の住民主体の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出しやリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施し、運動機能や口腔機能の向上に取り組みます。 《実績》 ●eスポーツ体験講座の実施を支援することにより通いの場への参加拡大を図ります。	P58ひとり暮らし高齢者への支援「介護予防の取組」の簡素化に伴う転記・修正及び令和6年度予算編成等に伴う修正。
85	(具体的取組) 中段	介護予防ポイント事業 ●社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防を支援するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等で介護支援活動や保育支援活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動提供を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業を実施します。	在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動提供を行った場合に、活動 実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業を	令和6年度予算編成等に伴う修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
109	下から1段落目	具体的には、大阪市においては、通いの場の高齢者人口に対する参加率が12.8%(令和3年度)と、全国平均(5.5%)の2倍以上に達しており、住民主体の通いの場づくりの取組が進んでいます。	具体的には、大阪市においては、高齢者人口に対する通いの場への参加者の割合が12.8%(令和3年度)と、全国平均(5.5%)の2倍以上に達しており、住民主体の通いの場づくりの取組が進んでいます。	文言整理のため修正。
131	(施策の方向) 下から1段落目	高齢者自身や要介護(要支援)高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、ICT技術の利活用等も念頭におき、引き続き高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。	高齢者自身や要介護(要支援)高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、ICT技術も活用し、引き続き高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。	令和6年度予算編成等に伴う修正(新規事業)。
133	追加	なし	ICT技術を活用した高齢者等の見守り(高齢者見守り付住宅) ●市営住宅のケア付住宅のサービスを転換し、扉や家電の使用状況をセンサー反応等から自動で異常検知するICT機器を設置した高齢者見守り付住宅を整備します。また、異常を検知した際には、あらかじめ登録された連絡先や入居者本人に連絡し、必要に応じて訪問のうえ安否確認を行います。	令和6年度予算編成等に伴う追記(新規事業)。
135	(施策の方向) 1段落目 2段落目	ア 多様な情報の提供 必要なサービスを高齢者が主体的に選択できるよう、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報を効果的に提供します。 高齢者に対する・・・	ア 多様な情報の提供 必要なサービスを高齢者が主体的に選択できるよう、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報を効果的に提供します。 とりわけ、介護サービスの利用に係る情報に関しては、パンフレット等の充実について検討するとともに、区役所をはじめ、大阪市サービスカウンターや地域包括支援センター等、できるだけ身近な場所で効果的に周知できるよう努めます。 高齢者に対する・・・	第2回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正。
139	中段の表	高齢者住宅、高齢者特別設計住宅、 高齢者ケア付住宅 等	高齢者住宅、高齢者特別設計住宅、 高齢者見守り付住宅 等	内部検討による文言修正。

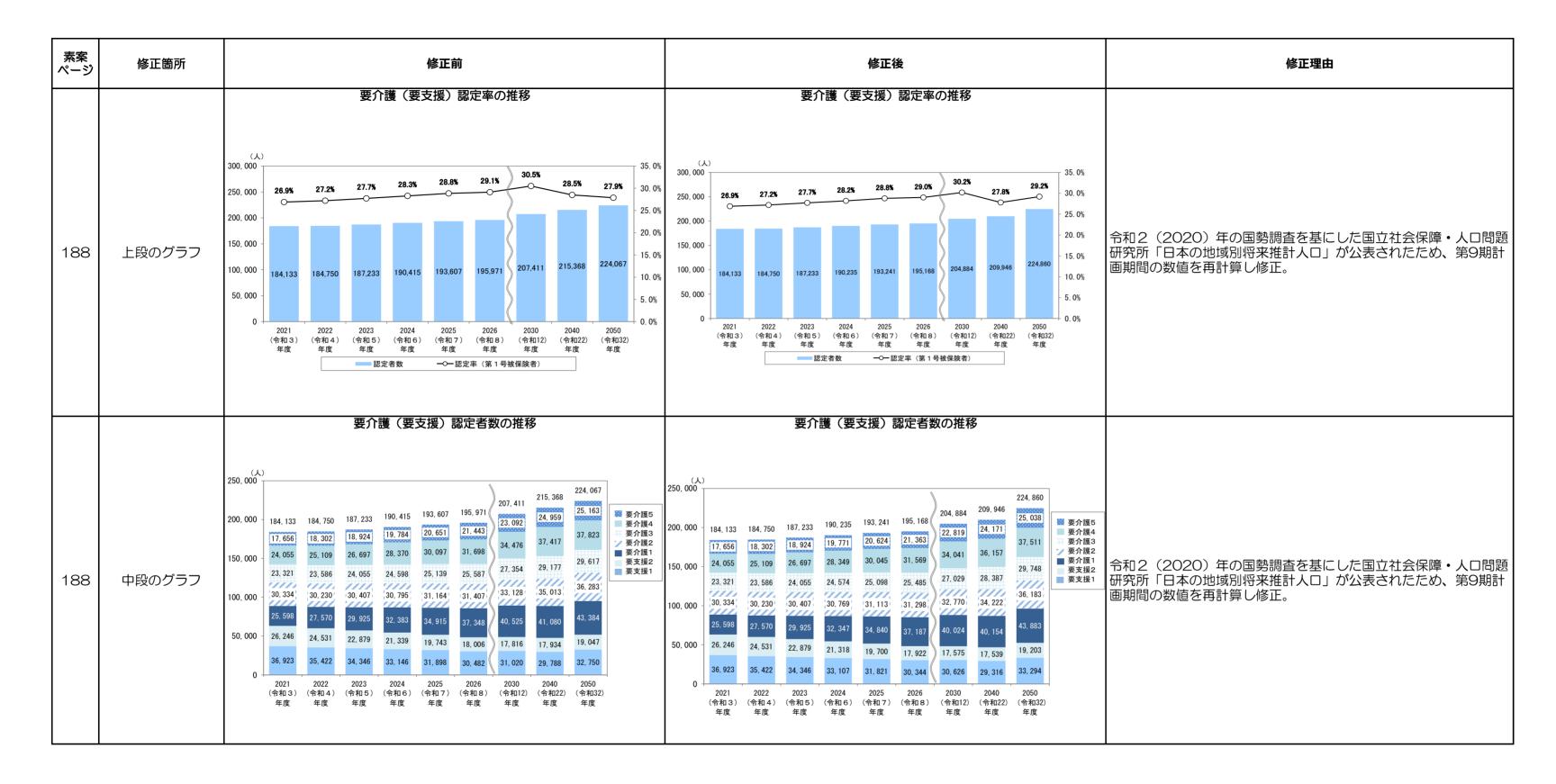
素案ページ	修正箇所	修正前	T			修正	後			修正理由
142	追加	なし			ICT技術を活用した高齢者等 (P133 参照)	<u>の見守り</u>	<u>(高齢者見ち</u>	予り付住宅)	令和6年度予算編成等に伴う追記(新規事業)。	
148	中段	イ 介護老人保健施設 病状安定期で、入院治療の必要はない び介護を必要とする高齢者に対して、医 に提供し、自立と家庭復帰を支援します その心身の機能の維持回復を図り、居宅 るようにするための支援が必要である方 て、看護、医学的管理の下における介護 並びに日常生活上の世話を行う施設とし	を療ケアと生活サービた。要介護者であっていまける生活を営むでは、施設サービス計を及び機能訓練その他しての整備を進めています。	第2回高齢者福祉専門分科会における委員意見を踏まえた修正。						
170	表		2024 2025	2026 (令和 8) 年度 455, 524 2, 414 9 55, 475 4, 530 12, 706 1, 530 37, 779 1, 962 55, 449 19, 754 3, 094 54, 042 170 7, 269 21 6, 765 875 69, 808 17, 216 10, 864 3, 134 6, 706 3, 565 92, 793 20, 913	(1) 計問介護 (2) 訪問入浴介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問人浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問問人浴介護 (4) 訪問問リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導 (6) 通所リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導 (6) 通所リハビリテーション (8) 短期入所度 (6) 通所リハビリテーション (8) 短期入所生活介護 (9) 短期入所療養介護 (1) 特定施設入居者生活介護 (1) 情報、別居者生活介護 (1) 情報、別日の支給 (1) 特定福祉用具購入費の支給 (1) 特定福祉用具購入費の支給 (1) 情報、別方の支給 (1)	単位	2024 (令和 6) 年度 (全 408, 742 2, 130 9 50, 047 5, 217 11, 496 1, 766 33, 956 2, 221 50, 361 18, 035 3, 496 48, 577 197 6, 496 26 6, 525 844 63, 515 19, 567 9, 813 3, 533 6, 061 4, 002 84, 126 23, 727	2025 令和7)年度 (431,237 2,266 9 52,666 4,881 12,069 1,648 35,803 2,094 52,845 18,876 3,300 51,206 181 6,918 26 6,658 862 66,569 18,416 10,323 3,337 6,377 3,788 88,354 22,350	2026 令和 8) 年度 452, 945 2, 400 9 55, 171 4, 509 12, 612 1, 517 37, 569 1, 952 55, 167 19, 653 3, 079 53, 725 170 7, 225 21 6, 765 875 69, 440 17, 136 10, 805 3, 119 6, 673 3, 548 92, 317 20, 815	令和2 (2020) 年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
		地域密着型サービスの目標量	地域密着型サービスの目標量	
		サービス種別/サービス量 単位 2024 2025 2026 (令和 6) 年度 (令和 7) 年度 (令和 8) 年度	サービス種別/サービス量 単位 2024 2025 2026 (令和 6) 年度 (令和 7) 年度 (令和 8) 年度	
		①定期巡回·随時対応型訪問介護看護 人/月 669 705 743	①定期巡回·随時対応型訪問介護看護 人/月 <u>666</u> <u>704</u> <u>738</u>	
		②夜間対応型訪問介護 人/月 205 216 229	②夜間対応型訪問介護 人/月 205 216 228	
		③地域密着型通所介護 回/週 28,096 29,504 30,872	③地域密着型通所介護 回/週 28,065 29,438 30,718	
		④認知症対応型通所介護 回/週 2,814 2,954 3,092	④認知症対応型通所介護 回/週 2,809 2,947 3,077	
171	中下段の表	介護予防認知症対応型通所介護 回/週 12 10 10 ⑤小規模多機能型居宅介護 人/月 1,062 1,108 1,154	介護予防認知症対応型通所介護 回/週 12 10 10 ⑤小規模多機能型居宅介護 人/月 1,062 1,108 1,154	令和2(2020) 年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題 研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計
171	T 1120012	↑ が	↑	画期間の数値を再計算し修正。
		(⑥認知症対応型共同生活介護 人/月 4,454 4,557 4,661	6 総別症対応型共同生活介護	
		介護予防認知症対応型共同生活介護 人/月 11 11 11	介護予防認知症対応型共同生活介護 人/月 11 11 11	
		⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 人/月 173 201 228	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 人/月 173 201 228	
		⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 人/月 485 523	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介	
		⑨看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)人/月357372388	⑨看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) 人/月 357 372	
		地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量	地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量	
		①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護	
		(単位:人/月) (単位:人/月) (単位:回/週) 2024 2025 2026 2024 2025 2026 2024 2025 2026	(単位:人/月) (単位:人/月) (単位:回/週) 2024 2025 2024 2025 2026 2024 2025 2026	
		(令和6) (令和7) (令和8) (令和6) (令和7) (令和8) (令和6) (令和6) (令和6) (令和7) (令和8) 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度	(令和6) (令和7) (令和8) (令和7) (令和7) (令和8) 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度	
		北区 20 21 22 6 7 7 853 896 938 新島区 22 23 24 7 7 7 8 920 966 1,011	北区 20 21 22 6 7 7 <u>852</u> <u>894</u> <u>933</u> 新島区 22 23 24 7 7 8 <u>919</u> <u>964</u> <u>1,006</u>	
		都島区 22 23 24 / / 8 920 966 1.011 福島区 13 14 14 4 4 4 537 564 590	都島区 22 23 24 7 7 8 919 964 1,006 福島区 13 14 14 4 4 4 537 563 587	
		此花区 16 17 18 5 5 5 667 701 733	此花区 16 17 18 5 5 5 667 <u>699</u> <u>730</u>	
		中央区 14 15 16 4 5 5 592 621 650	中央区 14 15 16 4 5 5 <u>591</u> <u>620</u> <u>647</u>	
		西区 13 13 14 4 4 4 532 558 584 法区 21 21 22 6 6 7 844 886 927	西区 13 13 14 4 4 4 <u>531</u> <u>557</u> <u>581</u>	
		港区 21 21 22 6 6 7 844 886 927 大正区 19 20 21 6 6 6 783 823 861	港区 20 21 22 6 6 7 843 884 923 大正区 19 20 21 6 6 6 782 821 856	
		天王寺区 14 15 16 4 5 5 587 616 645	天王寺区 14 15 15 4 5 5 586 615 642	
		浪速区 13 14 15 4 4 5 552 580 607	浪速区 13 14 <u>14</u> 4 4 5 552 <u>579</u> <u>604</u>	 令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題
172	表	西淀川区 22 23 24 7 7 7 902 948 992 24 38 40 11 12 12 1,531 1,607 1,682	西淀川区 21 23 24 7 7 7 901 945 986	研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計
		淀川区 30 38 40 11 12 12 1, 331 1, 807 1, 882 東淀川区 42 45 47 13 14 15 1, 782 1, 872 1, 958	淀川区 36 38 40 11 12 12 1,529 1,604 1,673 東淀川区 42 45 47 13 14 15 1,780 1,867 1,949	画期間の数値を再計算し修正。
		東成区 20 21 22 6 7 7 855 897 939	東成区 20 21 22 6 7 7 854 895 934	
		生野区 41 43 46 13 13 14 1,732 1,819 1,903	生野区 41 43 45 13 13 14 1,730 1,815 1,893	
		旭区 28 29 31 8 9 9 1,161 1,219 1,276	旭区 28 29 <u>30</u> <u>9</u> 9 9 <u>1,160</u> <u>1,216</u> <u>1,269</u>	
		城東区 39 42 44 12 13 14 1,658 1,741 1,821 鶴泉区 24 26 27 7 8 8 1,012 1,063 1,112	城東区 39 42 44 12 13 13 1,656 1,737 1,812 1	
		鶴見区 24 26 27 7 8 8 1,012 1,063 1,112 1,063 1,112 1,063 1,112 1,063 1,112 1,063 1,112 1,146 1,199 1,091 1,146 1,199	鶴見区 24 25 27 7 8 8 1,011 1,060 1,107 阿倍野区 26 27 29 8 8 9 1,090 1,143 1,193	
		住之江区 35 37 39 11 11 12 1,480 1,554 1,626	住之江区 35 37 39 11 11 12 <u>1,478</u> <u>1,551</u> <u>1,618</u>	
		住吉区 44 46 49 14 14 15 1,845 1,937 2,027	住吉区 44 46 48 13 14 15 1,843 1,933 2,017	
		東住吉区 40 43 45 12 13 14 1,695 1,780 1,863 亚野区 57 60 63 18 18 20 2,399 2,519 2,636	東住吉区 40 43 45 12 13 14 1,693 1,776 1,854	
		平野区 57 60 63 18 18 20 2,399 2,519 2,636 西成区 50 52 55 15 16 17 2,086 2,191 2,292	平野区 57 60 63 18 18 20 <u>2,396</u> <u>2,514</u> <u>2,623</u> 西成区 <u>49</u> 52 55 15 16 17 <u>2,084</u> <u>2,186</u> <u>2,281</u>	
		合計 669 705 743 205 216 229 28,096 29,504 30,872	西成区 49 52 55 15 16 17 2,084 2,186 2,281 合計 666 704 738 205 216 228 28,065 29,438 30,718	
			<u></u>	

素案ページ	, 修正箇所					修〕	正前						修正後									修正理由	
173	表	北都福此中西港大天浪西淀東東生地城鶴阿住住東平西合	55 90 154 180 86 175 117 167 101 110 149	年度 90 97 57 70 62 56 89 82 62 58 95 162 183 123 175 106 115 157 195 179 253 220 220	2026 (令和8) 年度 94 101 59 73 65 59 93 86 65 61 99 169 187 94 192 129 183 111 120 164 204	2024 (令和 6) 年度 85 92 54 67 59 53 85 79 59 55 90 153 179 86 174 116 101 109 148 185 170 240	定対応型通用 2025 (令和7) 年度 90 97 57 70 62 56 89 82 62 58 95 161 187 90 182 122 174 106 115 156 194	所介護	↑護予防 2024 (令和6) 年度 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 0 1 1 1 1 1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 1	2026 (令和8) 年度 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 1 1	都温此中西港大天浪西淀東東生地城鶴阿住住東平西		2024 年度 85 93 54 67 59 53 84 78 59 55 90 154 179 85 174 116 167 102 110 149 186 171 241 210 2.821	2025 (令和7) 年度 89 96 56 70 62 56 88 82 62 58 95 162 188 90 183 123 175 106 114 156 194 179 253 220 2,957	2026	認知:	96 56 70 62 56 88 82 62 58 95 161 187 90 182 122 174 106 114 155 193 178 252	所介護 2026 (令和8) 年度 93 101 59 73 65 58 92 86 64 60 99 168 195 94 190 127 182 111 119 162 202 186	介護予防2024(令和6)年度000000001110	年度 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 0 1 1 1 1 1	2026 (令和8) 年度 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 1 1 1	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
176	中段の表	↑護予防・日常生活支援総合事業の目標量	(令和 6) 年度 2024 2025 (令和 7) 年度 (令和 8) 年度 (令和 6) 年度 (令和 8) 年度 (令和	R4年度の実績を反映して目標量を見込んでおりましたが、直近の 実績と傾向を反映させるため、直近1年間の実績と変化率に基づき 修正。
186	3段落目	→ (令和8) 年度には、前期高齢者(65歳N F75歳未満の高齢者)が27	その結果、大阪市における高齢者人口(65歳以上人口)は、2026年(令和8)年度には、前期高齢者(65歳以上75歳未満の高齢者)が <mark>27万2千人、後期高齢者(75歳以上の高齢者)40万1千人、合計では67万3千人と推計し、高齢化率は、24.7%、2030(令和12)年度には、25.2%、2040(令和22)年度には、29.4%、2050(令和32)年度には、32.0%となります。</mark>	
186	中段の表	高齢者人口の推計 第8期計画期間 第9期計画期間 2030 2040 (令和32) (令和31) 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年	第8期計画期間 第9期計画期間 2030 2040 (令和3) (令和3) (令和4) (令和5) 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
186	下段のグラフ	高齢者人口の推移 1,200 1,000 25.0% 24.8% 24.8% 24.8% 24.9% 25.1% 25.2% 25.8% 25.8% 30.0% 25.0% 20.0% 30.0% 25.0% 20.0% 30.0% 25.0% 20.0% 30.0% 30.0% 20.0% 30.0% 30.0% 20.0% 30.0% 30.0% 20.0% 30.0% 30.0% 20.0% 30.0% 30.0% 30.0% 20.0% 30.0% 30.0% 30.0% 20.0% 30.0%	高齢者人口の推移 1,000 25.0% 24.8% 24.8% 24.6% 24.5% 24.7% 25.2% 32.0% 35.0% 30.0% 25.0% 24.8% 24.6% 24.5% 24.7% 25.2% 25.2% 26.0% 38.0 371 38.3 39.2 40.1 40.1 40.0 38.3 46.0 15.0% 10.0% 20.0 32.5 30.8 29.3 28.1 270 272 279 371 311 5.0% 0.0% 20.0% 40.0 40.0 40.0 40.0 40.0 40.0 40.0	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。
187	2段落目 3段落目	その結果、2026(令和8)年度の認定者数は195,971人、認定率は29.1%となります。また、認定率は令和12年度の30.5%をピークにしばらく減少すると試算しています。これは65歳年齢到達者が今後増加してくる影響によるものです。2040(令和22)年度の認定者数は215,368人、認定率は28.5%、2050(令和32)年度の認定者数は224,067人、認定率は27.9%となります。	その結果、2026(令和8)年度の認定者数は195,168人、認定率は29.0%となります。また、2025(令和7)年度に75歳を迎えた団塊の世代がさらに高齢化する影響により、認定率は2030(令和12)年度に30.2%に達しますが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年度には認定者数は209,946人、認定率は27.8%といったん低下します。しかし、その後団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2050(令和32)年度には認定者数は224,860人、認定率は29.2%となります。	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。
187	下段の表	要介護(要支援)認定者数の推計 第8期計画期間	要介護(要支援)認定者数の推計 第8期計画期間	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。



素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
系業 ページ 190	を 中段の表	作字子 (本名サービスの受給対象者数の推計) 第8期計画期間 第9期計画期間 第9期計画期間 2021 (令和3) (令和4) (令和5) (令和6) (令和6) (令和7) (令和7) (令和8) (令	在宅サービスの受給対象者数の推計 第8期計画期間 第9期計画期間 2021 (令和3) (令和4) (令和4) (令和5) 年度	修正理由 令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。
191	中段の表	E記字サービスの給付見込み 11, 423 11, 758 11, 538 12, 251 13, 13, 14,	居宅サービスの給付見込み 単位 2021 2022 2023 2024 2026 (令和5) 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。
192	上段の表	10 特定施設入居者生活介護		令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
193	上段の表	地域密着型サービスの給付見込み	年度 日本度 704 738 201 199 205 216 228 ③地域密着型通所介護 回ノ週 24,697 25,730 27,187 28,065 29,438 30,718 ④認知症対応型通所介護 回ノ週 2,516 2,491 2,742 2,809 2,947 3,077 介護予防認知症対応型通所介護 回ノ週 5 6 10 12 10 10 ⑤小規模多機能型居宅介護 人/月 1,057 1,057 1,113 1,062 1,	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。
194	中段の表	Time	居宅サービス費 1,596 1,679 1,750 1,805 1,894 1,976 5,676 施設・居住系サービス費 964 973 1,035 1,149 1,173 1,180 3,501 その他費用 154 148 159 173 186 200 560 地域支援事業(計) 149 143 141 146 150 149 445 総合事業 93 87 83 88 90 90 267 一般介護予防事業 2 2 2 2 2 2 6	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。また、令和5年度については、パブリック・コメントでいただいた意見を反映し、直近の実績を反映し修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
194	下段のグラフ	↑護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移 (億円) 3,500 3,000 2,500 1,50	↑護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移 (億円) 3,500 - 3,000 - 149 - 149 - 143 - 159 - 150 - 186 - 186 - 180 -	令和2(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」が公表されたため、第9期計画期間の数値を再計算し修正。
195	全部	別紙の	介護報酬改定及び制度改正に係る修正。	
196	2、3段落目	「(1)介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み」で算出した2024(令和6)年度から2026(令和8)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額(第6段階)を算定しますと、月額9,111円(現行月額8,094円)となります。第9期介護保険事業計画については、後期高齢者数の増加により要介護認定者数が増えることにより、介護サービス給付費の増加が見込まれ、1,385円の上昇となりますが、介護給付費準備基金の取崩しにより、▲368円を引き下げ、第8期介護保険事業計画と比べ、1,017円、12.6%の上昇となっています。	「(1)介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み」で算出した2024(令和6)年度から2026(令和8)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額(第6段階)を算定しますと、月額9,249円(現行月額8,094円)となります。第9期介護保険事業計画については、後期高齢者数の増加により要介護認定者数が増えることにより、介護サービス給付費の増加が見込まれ、1,523円の上昇となりますが、介護給付費準備基金の取崩しにより、▲368円を引き下げ、第8期介護保険事業計画と比べ、1,155円、14.3%の上昇となっています。	介護報酬改定及び制度改正に係る修正。

素案ページ	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
197	2段落目以降	また、利用者負担額が一定の上限を超えた場合には、超えた金額が高額介護(介護予防)サービス費(相当事業)として申請により給付されます。さらに、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの各医療保険における世帯内の、1年間の介護保険と医療保険との利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合に、高額医療合算介護(介護予防)サービス費(相当事業)として申請により給付されます。いずれも低所得者については、所得に応じた利用者負担限度額が設定されています。 なお、利用者負担が2割となる「一定以上所得」、3割負担となる「現役並み所得」の判断基準について、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されることを踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら、見直しが検討されています。 このほか、介護者人保健施設や介護医療院における多床室の室料負担についても、特別養護者人亦一ムでは利用者負担となっている状況を鑑み、在宅との負担の公平性や各施設の機能・利用実態等を踏まえつつ、見直しが検討されています。 さらには、社会福祉法人が提供する介護サービスについても、低所得者に対する軽減措置があり、今後も、事業者を対象とした集団指導の実施時等に社会福祉法人に対して利用者負担額軽減事業への協力を依頼し、制度の充実を図ります。 引き続きこれらの給付を行いますが、低所得者の負担軽減については、全国で統一した対応が必要であり、低所得者の利用者負担の減免については、高齢者の所得状況などの実態を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう国において特段の措置を講じることが必要です。	さらに、社会福祉法人が提供する介護保険サービスについては、低所得者に対する軽減措置があり、今後も事業者を対象とした集団指導の実施時等に、社会福祉法人に対して利用者負担額軽減事業への協力を依頼し、制度の充実を図ります。 このほか、介護保険施設に入所等した場合の居住費(光熱水費+室料)や食費についても、所得に応じた利用者負担限度額が設定され、国が定める居住費や食費の基準費用額から利用者負担限度額を差し引いた額を、特定入所者介護(介護予防)サービス費として支給されますが、近年の光熱水費の高騰に対応するとともに、在宅で生活する方との負担の均衡を図る観点から、居住費の基準費用額について、令和6年8月から60円/日引き上げられる改正が予定されています。 なお、介護医療院または介護者人保健施設の多床室を利用している方については、居住費のうち光熱水費を負担していただいておりますが、在宅との負担の公平性や、各施設の機能や生活環境、利用実態等を踏まえ、令和7年8月から室料負担を追加して求める改正が予定されています。	介護報酬改定及び制度改正に係る修正。
210	(用語集) 追加	なし	世界アルツハイマー 世界アルツハイマー デー(9月21日)・	計画本文の修正に伴う用語の追加。